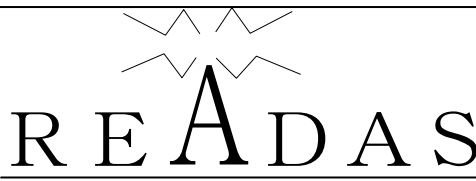


第 5895 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月14日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 中小企業の所得拡大促進税制

**Q**：平成30年の税制改正では、中小企業の所得拡大促進税制が改正されるとか。どのようなになるのですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

中小企業の所得拡大促進税制は平成30年の税制改正で次のように改正されます。

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができることとする。この場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の25%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は当期の法人税額の20%が上限となる。

- ①平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること

- ②次のいずれかの要件を満たすこと

- イ.教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であること
- ロ.その中小企業者とその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと

